

支援メニュー	内 容
<p>商業・サービス競争力強化連携支援事業(補助金)</p>	<p>認定された異分野連携新事業分野開拓計画(変更認定含む。)に従って行う事業であって、産学官で連携して行う新しいサービスモデルの開発等のうち、「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」(平成27年1月)に沿って行う新しいサービスモデルの開発である事業が対象となります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究員費 ・謝金、旅費 ・マーケティング調査費 ・試作、実験に係る経費(原材料費を含む) ・産業財産権等取得費 <p style="text-align: right;">ほか</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【補助金額の上限】 初年度3,000万円 ※補助事業期間は2年度で、2年度目は原則、初年度の補助金交付決定額と同額が上限となります。 【補助率】 3分の2以内 ※申請・交付は各年度毎となります。</p> </div> </div> <p style="margin-top: 10px;">注) ・補助金については、認定を受けた後の補助金公募期間中に申請し、交付決定を受けてからのご利用となります。 ・補助金額は予算額に応じて決められるものであり、希望額がそのまま交付されるものではありません。</p>
<p>(株)日本政策金融公庫の低利融資</p>	<p>認定を受けた事業計画に基づき事業を行うために必要な設備資金及び運転資金を、(株)日本政策金融公庫から優遇金利にて融資がうけられます。詳しくは最寄りの公庫各支店にお問い合わせ下さい。</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p>【貸付限度額】 ・中小企業事業 ～ 設備資金7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円) ・国民生活事業 ～ 設備資金 7,200万円(うち運転資金 4,800万円)</p> <p>【貸付期間】 ・設備資金：【中小企業事業】20年以内(うち据置2年以内) 【国民生活事業】15年(うち据置2年以内) ・運転資金：【中小企業事業】 7年以内(うち据置3年以内) 【国民生活事業】 5年(うち据置1年以内)</p> </div> <p>注) 別途審査を経てからの融資となることから、法の認定によって必ず融資がうけられるものではありません。</p>
<p>北海道信用保証協会の信用保証の特例</p>	<p>新連携計画の認定を受けた事業者が金融機関より融資を受ける際に、北海道信用保証協会からの別枠または限度額拡大の措置により債務保証が受けられます。詳しくは最寄りの協会各支店にお問い合わせ下さい。</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p>1) 普通保証等の別枠設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通保証枠 (企業：2億円、組合：4億円) + 別枠保証 (企業：2億円、組合：4億円) ・無担保保証枠 (8,000万円) + 別枠保証 (8,000万円) ・特別小口保証 (1,250万円) + 別枠保証 (1,250万円) ・流動資産担保保証 (2億円) + 別枠保証 (2億円) </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>2) 新事業開拓保証の限度額拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業：2億円 → 限度枠が4億円に拡大 ・組合：4億円 → 限度額が6億円に拡大 </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>3) 海外投資関係保証の限度額拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業：2億円 → 限度枠が4億円に拡大 ・組合：4億円 → 限度額が6億円に拡大 </div> <p>注) 北海道信用保証協会の審査を経てからの保証となることから、法の認定によって必ず保証がうけられるものではありません。</p>
<p>その他</p>	<p>中小企業投資育成株式会社が、新連携に係る事業を行うために、資本の額が3億円を超える株式会社の設立に際して、株式の引受けにより資金調達をする。また、中小企業者のうち、資本の額が3億円を超える株式会社が、新連携に係る事業を行うための、新株、新株予約権、新株予約権付社債等を中小企業投資育成株式会社が引受けにより、資金調達を支援する。</p> <p>新連携計画の認定を受けた中小企業のうち、技術開発を行う研究開発事業の成果に係る特許出願についての審査請求料・特許料(第1年～第10年)が半額に減額されます。</p> <p>新連携計画の認定を受けた任意グループが行う新商品の生産、研究開発等に必要施設の整備に要する資金を、中小企業基盤整備機構は高度化融資により支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 貸付対象資金：土地、建物、構築物、設備 貸付金利：無利子 貸付期間：20年以内(うち据置3年以内) 貸付割合：90%